矢板市建築物耐震改修促進計画

（三期計画）

令和３年度

矢　板　市

目　　次

第１章　計画の目的等
１　計画策定の背景と目的 1
２　計画の位置づけ 2
３　計画期間 3
４　耐震改修促進法の改正等 3

第２章　住宅・建築物の耐震化の目標等
１　栃木県及び本市に被害をもたらした主な地震 4
２　想定される今後の地震の規模、被害 5
３　住宅・建築物の耐震化の現状及び課題 6
４　住宅・建築物の耐震化の目標 8

第３章　住宅・建築物の耐震化を促進するための施策
１　基本的な取組 11
２　住宅の耐震化の促進 11
３　建築物の耐震化の促進 13
４　地震時の被害を軽減するための安全対策 15

第４章　計画の推進に向けて
１　推進体制 16
２　計画のフォローアップ 16
３　法に基づく指導・助言等 16

資料編

第１章　計画の目的等

１　計画策定の背景と目的

平成 7(1995)年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災による被害を教訓として、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。本市では、栃木県が平成 18(2006)年より、耐震改修促進法に基づき「栃木県建築物耐震改修促進計画」を策定したことを受けて、平成 21(2009)年より「矢板市建築物耐震改修促進計画」を、平成 28(2016)年に同計画二期計画を策定し、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進に取り組んできました。

その結果､防災上重要な市有建築物については目標値である耐震化率100％に対して95％でしたが、民間の住宅・建築物には未だ耐震化されていないものも多くあり、地震に対する安全の確保が急務となっています。

また、平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災や平成 30(2018)年 6 月に発生した大阪府北部地震では、天井やブロック塀等の脱落・倒壊などによる人的被害も発生し、柱や梁以外の非構造部材を含めた、総合的な耐震化の重要性が改めて確認されました。

首都直下地震等の大規模地震の発生が切迫していると指摘されている中、本市の耐震化施策をより実効性の高いものとするため、建築物の耐震診断※1 及び耐震改修※2 の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号。以下、「国の基本方針」という。）及び「栃木県建築物耐震改修促進計画（三期計画)」に基づき、「矢板市建築物耐震改修促進計画（三期計画)」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

今後とも、本計画に基づき、住宅・建築物の耐震化に取り組み、市民の一層の安全・安心の確保に努めます。

※1　地震の揺れによって住宅・建築物が受ける被害がどの程度なのかを調べ、地震に対する安全性を評価すること。住宅・建築物の形状や骨組（構造躯体）の粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れや変形等による損傷の影響等を総合的に考慮して判断する

※2　現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕もしくは模様替えまたは敷地の整備（擁壁の補強など）を行うこと

2　計画の位置づけ

市政運営の基本指針である「やいた創生未来プラン」は、令和 3(2021)年 4 月にスタートしました。

やいた創生未来プランが描く将来像『「未来へ」～みんなで創る新時代～』を実現するため、まちづくりの重点項目のひとつに、「災害に強いまちづくり」を掲げ、地震をはじめとした自然災害に備えた重点的取組を推進しています。

さらに、この災害対策を実施するために、「矢板市地域防災計画（令和 3 年 3 月）」に「建築物等災害予防対策」を定めています。

本計画は、「耐震改修促進法」第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年に策定した計画を見直し、三期計画として定めたものです。

また、「矢板市住宅マスタープラン」等の分野別施策との整合を図りながら、「矢板市地域防災計画」の耐震施策における、建築物の耐震化を促進するための計画として位置づけます。

矢板市建築物耐震改修促進計画（三期計画）の位置づけ

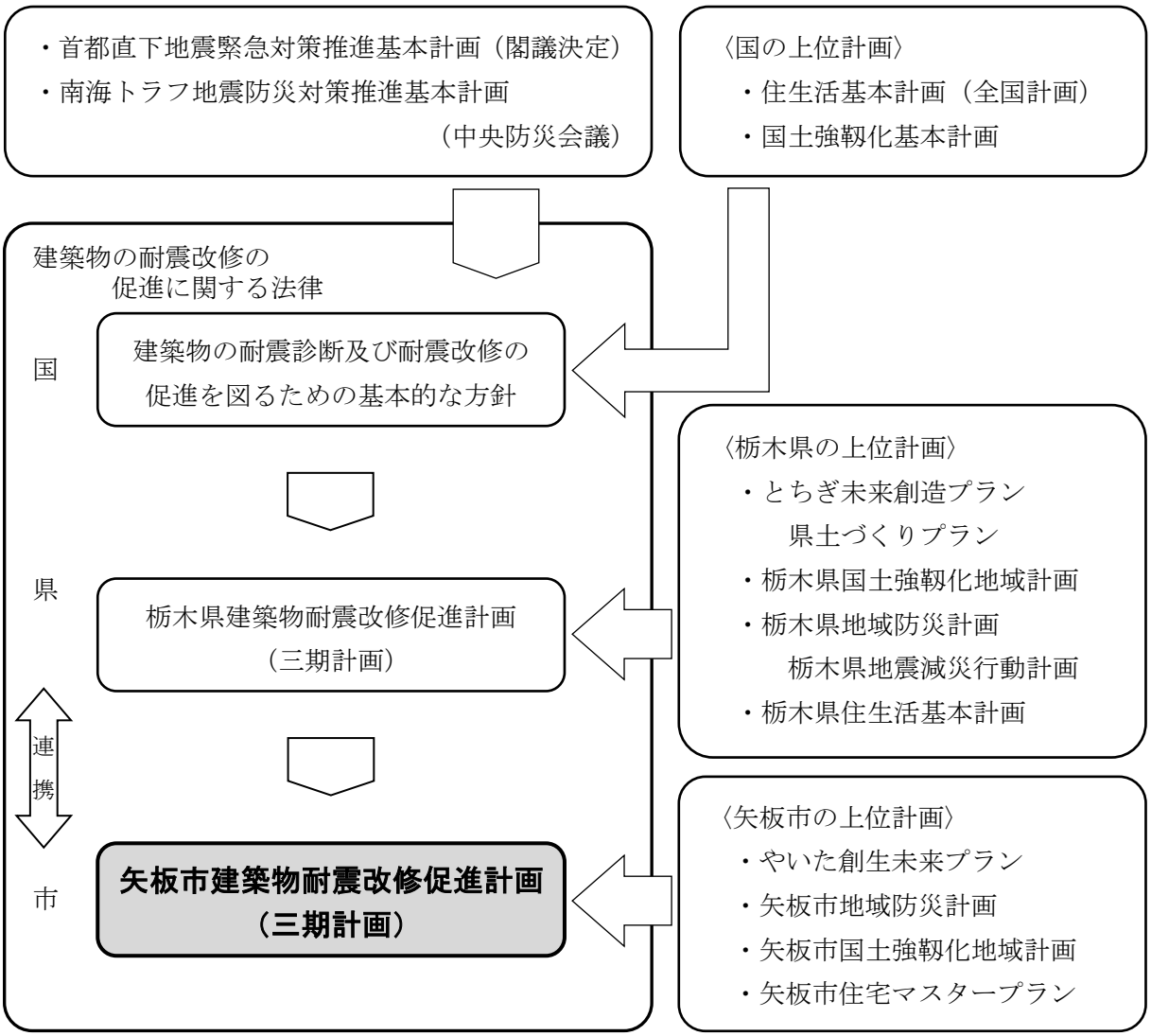

３　計画期間

本計画の期間は、県計画を踏まえ、令和３（2021）年度から令和７（2025）年度末までとします。

４　耐震改修促進法の改正等

耐震改修促進法は、東日本大震災の発生、首都直下地震及び南海トラフ地震等の発生の切迫性などから、平成 25(2013)年 11 月に大きく改正され、住宅・建築物の耐震化の促進のための規制強化等がなされました。また、平成 30(2018) 年 6 月の大阪府北部地震において、ブロック塀の倒壊による死亡事故が発生したことを契機として、避難路等の安全性確保のための政令改正等がなされました。

規制強化等の主な内容は、以下のとおりです。

- 一定規模以上の多数の者が利用する建築物※３の耐震診断の実施と所管行政庁※４への結果報告の義務付け
- 一定規模以上で、避難路沿道にある危険なブロック塀の耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告の義務付け
- 全ての既存耐震不適格建築物※５の耐震化の努力義務
- 建築物の耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨の表示
- 所管行政庁の認定を受けた耐震改修における容積率・建ぺい率の特例措置
- 区分所有建築物の耐震改修を行おうとする場合の決議要件の緩和（区分所有法の特例：3/4→1/2）

※３　耐震改修促進法第 14 条により定義される建築物。所有者等は耐震診断や耐震改修等の実施に努めなければならない。また、一定規模以上の建築物は耐震診断の実施とその報告が義務化された。資料編 資料２参照

※４　原則、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長、その他の市町村又は特別区の区域内については都道府県知事（栃木県においては、県のほか宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、及び那須塩原市が該当）

※５　昭和 56（1981）年 5 月までに着工した住宅・建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないもの。

第２章　住宅・建築物の耐震化の目標等

１　栃木県及び本市に被害をもたらした主な地震

近年、栃木県に被害を及ぼした主な地震は、下表のとおりです。

特に平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、本市内でも住宅地等で多くの全壊・半壊・一部損壊、道路や上水道施設などのライフラインの損壊、３ヶ所の住宅団地での擁壁崩壊の危険による避難勧告など、直接的な被害を受けました。

令和２年度に本市が実施した“矢板市のまちづくりに関するアンケート調査”では、約半数の市民から「地震による被害」を不安とする回答があり、その対策が求められています。

栃木県及び矢板市に被害をもたらした主な地震

西暦（和）	地震名	震災地	マグニチュード	主な被害
1923 年 9 月 1 日 （大正 12 年）	関東地震 （関東大震災）	関東南部	7.9	県内の最大震度 5。負傷者 3 人、家屋全壊 16 棟、半壊 2 棟。
1949 年 12 月 26 日 （昭和 24 年）	今市地震	今市地方	6.2（8 時 17 分） 6.4（8 時 25 分）	今市を中心に被害。死者 10 人、負傷者 163 人、住家全壊 290 棟、半壊 2,994 棟、一部破損 1,660 棟。
2011 年 3 月 11 日 （平成 23 年）	平成23年東北地方太平洋沖地震 （東日本大震災）	東北から関東北部の太平洋沿岸	9.0	死者 4 人、負傷者 133 人、住家全壊 261 棟、住家半壊 2,118 棟(平成 26 年 9 月 10 日現在、消防庁調べ)。 本市においては、最大震度５強の揺れが発生し、住家全壊 51 棟､住家半壊 90 棟、一部損壊 2,903 棟。道路や上水道施設のライフラインの一部が損壊。
2013 年 2 月 25 日 （平成 25 年）	栃木県北部地震	日光市	6.2	人的被害無し。住家一部破損 11 棟。

出典：栃木県建築物耐震改修促進計画（三期計画）及び矢板市地域防災計画より作成

２　想定される今後の地震の規模、被害

矢板市として最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定するため、以下のとおり地震規模、震源等を設定します。

○矢板市として、最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を設定するため、本市において人口が最も集中する市役所周辺を震源とする地震が発生することを想定する。

○矢板市及びその周辺では、広範囲に被害を及ぼす可能性のある活断層は確認されていない。このため、活断層をともなわない地域で起こりうる地震(Ｍ６．９)が矢板市の直下で発生するものと仮定し、同レベルの地震規模を設定する。

○線震源とする。

○起震断層の長さは、Ｍ６．９の場合に相当する長さとして約１８km とする。

○震源位置は、被害が大きくなる設定とするため、矢板市内で人口密度の高い地域をまたぐように設定する。

○震源深さは１０km とする。

①想定シーン

被害項目	想定シーン
建物被害、人的被害	人的被害が最も大きくなる冬深夜、風速１０m/s
ライフライン被害、交通施設被害	最も被害の大きくなる冬１８時、風速１０m/s
その他	エレベータ内閉じ込め者数は朝７時から８時 帰宅困難者数は昼１２時の時間帯

②被害想定結果

被害種別		件　数
建物被害	全壊	１，０９１棟
	半壊	３，７９１棟
	焼失	５棟
人的被害	死者	６７人
	重傷者	１２４人
	負傷者	９８１人
	軽傷者	８５７人
ライフライン被害	上水道（断水人口）	３２，８７１人
	下水道（支障人口）	４，５６１人
	電力（停電軒数）	１，３８２軒
	通信（不通回線）	８３２回線
	LP ガス（供給停止戸数）	２，１１３戸
交通施設被害	道路被害（高速道路）	２箇所
	〃（直轄国道）	２箇所
	〃（一般道）	４５箇所
	鉄道被害（新幹線）	５箇所
	〃（在来線）	２６箇所
生活への支障		件　数
避難者数	避難所（当日・１日後）	２，５０６人
	帰宅困難者数 帰宅困難者	３，６２６人
	滞留者	３，１５１人

出典：矢板市地域防災計画より抜粋

３　住宅・建築物の耐震化の現状及び課題

二期計画（平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度）で設定した、耐震化を促進する建築物の種別と目標及び実績は以下のとおりです。

耐震化の状況

種　別	耐震化率		
	平成 27(2015)年度末実績	令和 2(2020)年度末目標	令和 2(2020)年度末実績
住宅	８０％	９５％	９２％
多数の者が利用する建築物	８２％	９５％	８７％
賃貸共同住宅	７９％	９５％	９０％
防災上重要な市有建築物	９５％	１００％	９５％

（１）住宅

令和 2(2020)年度末における住宅の総戸数は 12,388 戸であり、そのうち耐震性を有する※6住宅は 11,337 戸となることから、耐震化率は前回の計画策定時の 80%から 92%※7となりました。

令和 2(2020)年度の耐震化率の目標である 95%を達成できなかった要因として、耐震化すべき住宅が築後 35 年を経過していることに加え、居住者の年齢や家族構成が変化していること等が考えられます。県が実施したアンケート結果※8では、築年数とともに居住者が高齢化し、限られた収入から耐震化に係る費用を捻出することが困難であることや、改修・建替え後に住み続ける子や孫世帯がいないこと等により、住宅への投資を控えるという回答が見受けられました。また、耐震性が不足する住宅の減少や新築住宅の増加が当初の想定よりも少なく、建替えによって耐震化される住宅が想定よりも少なかったものと考えられます。

予算や家族構成により、やむを得ず住宅を耐震化できない場合に、居住者が家屋の倒壊から命を守る手立てがないことは問題です。一方、大阪府北部地震の事故では、危険なブロック塀等を存置することが、通行者への危険因子となることが顕在化され、これらへの対策も課題と考えられます。

今後の市民の安心・安全のためには、これらの課題を踏まえた住宅の耐震化を促進していくことが必要です。

※６　耐震診断において耐震性有りの建築物や耐震改修した建築物、及び昭和 57 年以降の建築物を指す

※７　総務省が実施した住宅・土地統計調査の結果に基づく推計値
令和 2(2020)年度末実績は新推計方式により算出

※８　住宅の耐震普及ローラー作戦にて実施した、耐震改修等に関するアンケートの結果

（２）多数の者が利用する建築物

令和 2(2020)年度末における多数の者が利用する建築物は 52 棟であり、そのうち耐震性を有するのは 45 棟となることから、耐震化率は前回の計画策定時の 82%から 87%※9 となりました。

多数の者が利用する建築物については、建替えや新築等により大幅に耐震化が進みましたが、目標値の 95%は達成できませんでした。今後、大規模地震発生による甚大な被害が懸念されていることから、更なる耐震化の促進は喫緊の課題です。

（３）防災上重要な市有建築物

防災上重要な市有建築物については、令和 2(2020)年度末の耐震化率は 95%※10 であり、目標値の 100%を達成することは出来ませんでした。

耐震性が不十分な防災上重要な市有建築物については、利用者の安全確保に加え、災害時の拠点施設としての機能を有していることから、早急に耐震化を図る必要があります。

また、東日本大震災において脱落被害があった、特定天井※11 などの非構造部材については、柱や梁といった構造体が耐震化されていたとしても、落下や破損する可能性があります。建築物利用者の安全確保のため、市有建築物の非構造部材についても積極的に耐震化を推進する必要があります。

※９　固定資産関係資料と国の耐震化状況調査結果に基づく推計値

※10　市有建築物一覧（令和２年度）より算出

※11　６メートル超の高さにある、面積 200 平方メートル超、１平方メートル当たりの質量が２キログラム超の吊り天井で、人が日常的に利用する場所に設置されている天井

４　住宅・建築物の耐震化の目標

（１）国の基本方針による目標

国では、平成 30 年住宅・土地統計調査の結果から、平成 30(2018)年時点の全国の住宅の耐震化率を 87%と推計しました。これを受け、これまで掲げていた令和 2(2020)年度までの耐震化率目標 95%の目標達成は困難であるとの見方を示しており、令和 2(2020)年度の耐震化率目標を５年間スライドし、令和 7(2025)年度までに 95%にすることを目標とするとともに、令和 12(2030)年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。

また、住宅以外の建築物については、多数の者が利用する建築物のうち、特に重要性の高い耐震診断義務付け建築物の耐震化に重点を置き、これらのうち、耐震性が不足する建築物を、令和 7(2025)年度までにおおむね解消することを目標としています。

県においては、早急に耐震化を促進し、大規模地震における被害を最小化させ、県民の安全・安心を確保することとしています。

そのため、耐震化の現状や国の目標を踏まえ、令和 12(2030)年度末までに耐震性が不足する住宅や建築物をおおむね解消することを目指し、「住宅の耐震化率 95%」「多数の者が利用する建築物の耐震化はおおむね解消」とすることとしています。

（２）本市の目標

本市においては、早急に耐震化を促進し、大規模地震における被害を最大限減少させ、市民の安全・安心を確保することとします。

そのため、耐震化の現状や国、県の目標を踏まえ、令和 7(2025)年度末までの目標を以下のとおり設定します。

耐震化の目標

種　別	耐震化率	
	現状 （令和 2(2020)年度末）	目標 （令和 7(2025)年度末）
住宅	９２％	９５％
多数の者が利用する建築物	８７％	おおむね解消
防災上重要な市有建築物	９５％	１００％

注）多数の者が利用する建築物の対象は民有建築物とします。

①　住宅

今後、建替え等により、令和 7(2025)年度の耐震化状況は、約 12,540 戸の総戸数のうち、耐震性が不足する住宅が約 790 戸残り、耐震化率は約 94%になると推計されます。計画期間中はさらに 160 戸の耐震化を促進し、耐震化率を 95%とすることを目標とします。

②　多数の者が利用する建築物の耐震化

今後の建替え等により、令和 7(2025)年度の耐震化率は 87%になると推計されますが、計画期間中において 7 棟の耐震化を促進し、耐震性が不足する建築物をおおむね解消することを目標とします。

③　防災上重要な市有建築物の耐震化

令和 7(2025)年度において、除却予定等のある建築物を除き、耐震性が不十分な防災上重要な市有建築物すべての耐震化を目指し、耐震化率の目標を 100%に設定します。

（参考）

１．住宅の耐震化の現状、予測及び目標

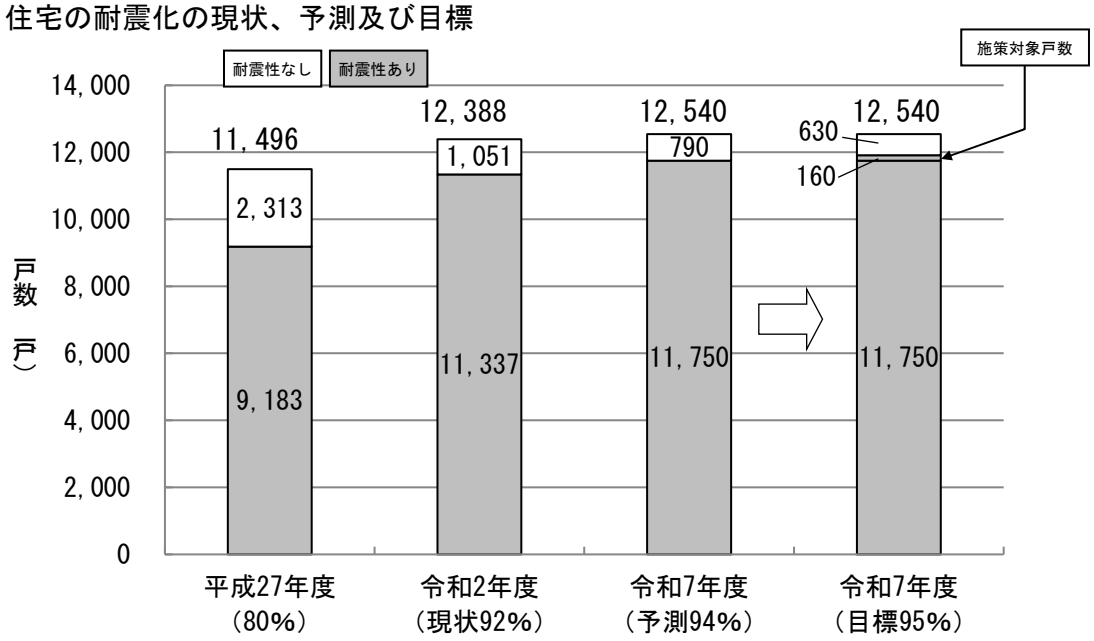

令和 7(2025)年度における、住宅総戸数は約 12,540 戸で、耐震性を有する住宅戸数は、建替え等によって耐震化が進み、約 11,750 戸になると推計されます。

２．多数の者が利用する建築物の耐震化の現状、予測及び目標

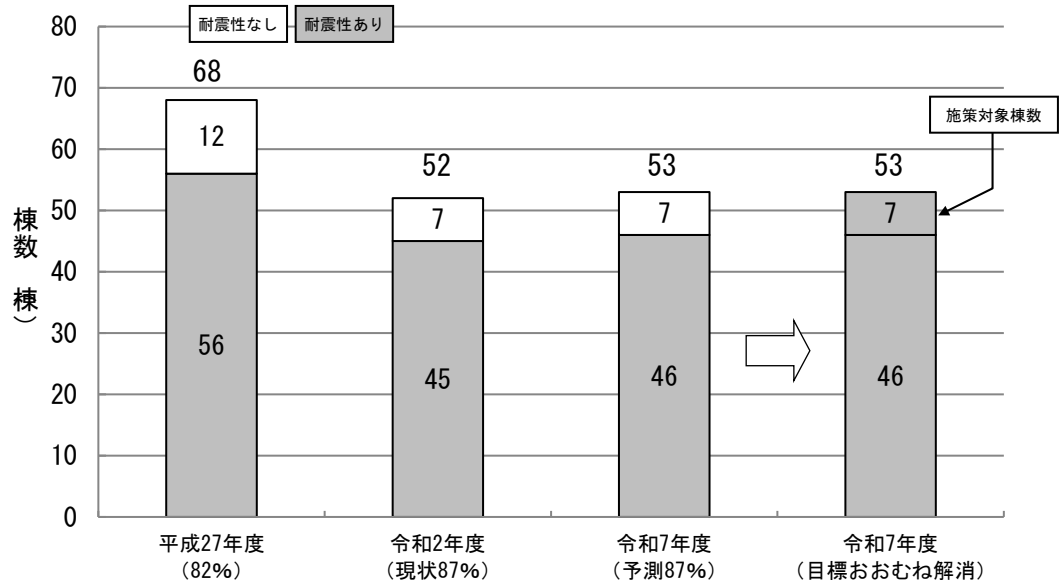

令和 7(2025)年度における、多数の者が利用する建築物の総棟数（民有建築物）は 53 棟で、耐震性を有する棟数は、建替えによって 46 棟になると推計されます。

３．防災上重要な市有建築物の耐震化の現状及び目標

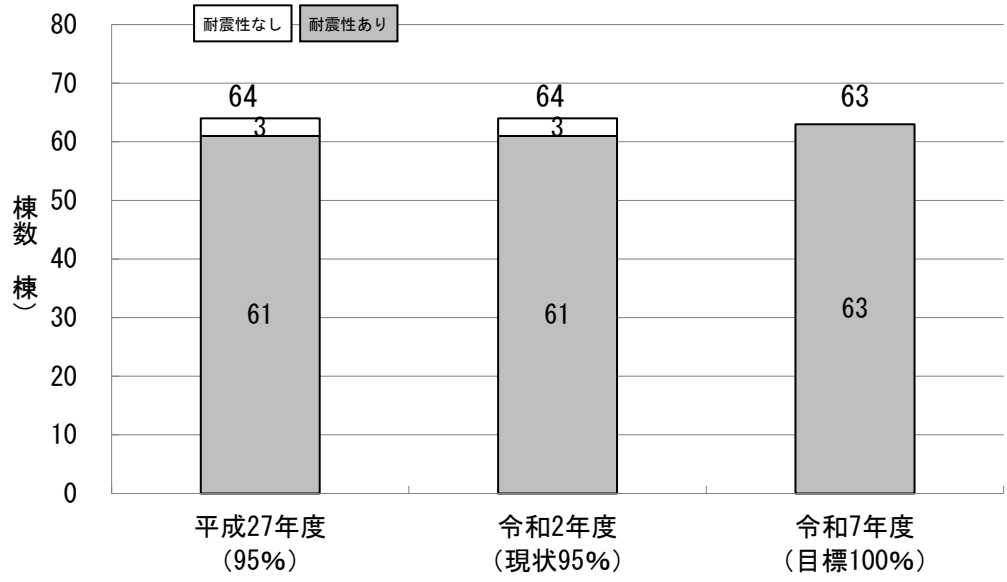

令和 7(2025)年度において、防災上重要な市有建築物の耐震化率が 100%を達成するように耐震化に取り組みます。

第３章　住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

１　基本的な取組

住宅・建築物の耐震化の目標を達成するため、耐震化の促進に関する普及啓発や耐震化費用の助成支援などの施策を講じることにより、所有者等の耐震化の取組をさらに推進します。

２　住宅の耐震化の促進

（１）安心して相談できる環境の整備

①　相談窓口の整備

矢板市建設課を窓口とし、住民からの相談への対応体制を整えるとともに、相談内容に応じた適切な窓口の案内等が行えるよう、庁内の情報共有を図ります。

また、一般社団法人栃木県建築士会や、一般社団法人栃木県建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、耐震化に係る費用や工事期間の目安が把握できる資料等の充実を図り、所有者等が知りたい情報の整備に努めます。

②　耐震アドバイザーの派遣

栃木県と連携して、地震に不安を抱える所有者等に耐震アドバイザーの紹介、派遣を行います。

（２）普及啓発

①　パンフレット等の作成・配布

木造住宅の耐震化や地震時に命を守るための対策、助成制度等を周知するリーフレットを「相談窓口」で配布し、普及啓発を図ります。

②　旧耐震基準※12で建てられた住宅の所有者等に対する直接的な働きかけ

県や「耐震アドバイザー」等と連携し、対象となる住宅の所有者等に対し、訪問等による直接的な働きかけを実施します。実施に当たっては、旧耐震基準で建てられた住宅が密集している地区や、通学路の周辺等を優先とするなど、効率的な手法で実施します。

また、耐震化を実施する努力義務について助言するとともに、助成制度の周知や、改修や建替えだけでなく、減災化や除却といった手法についても情報提供し、所有者が円滑に耐震化・減災化を実施できるよう、効果的な方法で実施します。

※12　建築基準法の新耐震基準が導入される以前（昭和 56(1981)年５月までに着工）の基準。この基準で建築された住宅・建築物は「既存耐震不適格建築物」となる

③　ホームページ等の活用

市のホームページにて耐震化に関する情報提供を行い、耐震診断、耐震改修の助成制度や税制優遇の情報等の充実を図ります。

また、市広報紙においても耐震化に関する情報提供を行い、より多くの所有者等への周知に努めます。

④　矢板市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

住宅の耐震化をより一層促進するため、「矢板市住宅耐震化緊急促進アクションプラグラム」を策定し、毎年度、住宅の耐震化に係る取り組みや目標等を位置付け、その進捗状況について、把握・評価するとともに、必要に応じて見直しを行い、充実・改善を図ります。

（３）各種支援の実施

①　耐震診断、補強計画策定、耐震改修等に対する助成

木造戸建て住宅の耐震診断、補強計画策定、耐震改修及び耐震建替えに対して、国及び県と連携して助成を行います。

②　税制優遇

一定の耐震改修工事を実施した所有者等が、所得税等の特別控除（住宅に係る耐震改修促進税制）の手続きを円滑に実施できるよう情報提供を行います。

（４）その他の施策

①　リフォームに併せた耐震改修の有効性の周知

公益財団法人リフォーム・紛争処理支援センターの運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」(http://www.refonet.jp/)の紹介等を通じ、リフォームに併せた耐震改修の有効性を周知します。

②　各種認定制度の活用

平成 25(2013)年の耐震改修促進法の改正により、新たに設けられた、耐震性に係る表示制度等の活用を図ることで、耐震改修を促進します。

３　建築物の耐震化の促進

耐震性が不十分な建築物は、大規模地震の発生による甚大な被害が懸念されていることから、今後、より一層の耐震化を促進するため、基本的な施策に加え、以下の施策を講じます。

（１）多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化

多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化を促進するため、県と連携して、所有者に対する耐震診断と耐震改修の周知を行います。

（２）地震発生時に閉塞を防ぐべき路線の指定

「矢板市地域防災計画」では、県指定の緊急輸送道路の状況を踏まえ、防災拠点や、主要公共施設、警察署、自衛隊等を結ぶ有機的な道路ネットワークとして緊急輸送道路、地域の孤立化を防止するための道路を指定しています。

災害時には、これらの道路の中でも特に重要な路線の通行を確保することが必要なことから、耐震改修促進法第 6 条第３項第２号の規定に基づく地震発生時に閉塞を防ぐべき路線を以下のとおり指定し、耐震化を促進します。

地震発生時に閉塞を防ぐべき路線として指定する道路

種別	説明
第１次緊急輸送道路 （国道 4 号、国道 461 号）	・県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第２次緊急輸送道路 （主要地方道矢板那須線の一部、 主要地方道塩谷喜連川線の一部）	・第１次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第３次緊急輸送道路 （主要地方道矢板那須線の一部、 主要地方道矢板那珂川線）	・第１次、第２次緊急輸送道路の機能を補完する道路

「地震発生時に閉塞を防ぐべき路線」の沿道において、既存耐震不適格建築物で一定の高さ以上の住宅・建築物※13の所有者等に対し、耐震化の必要性を周知します。

※13　一定の高さ以上の住宅・建築物については、資料編 資料５を参照

地震発生時に閉塞を防ぐべき路線として指定する道路

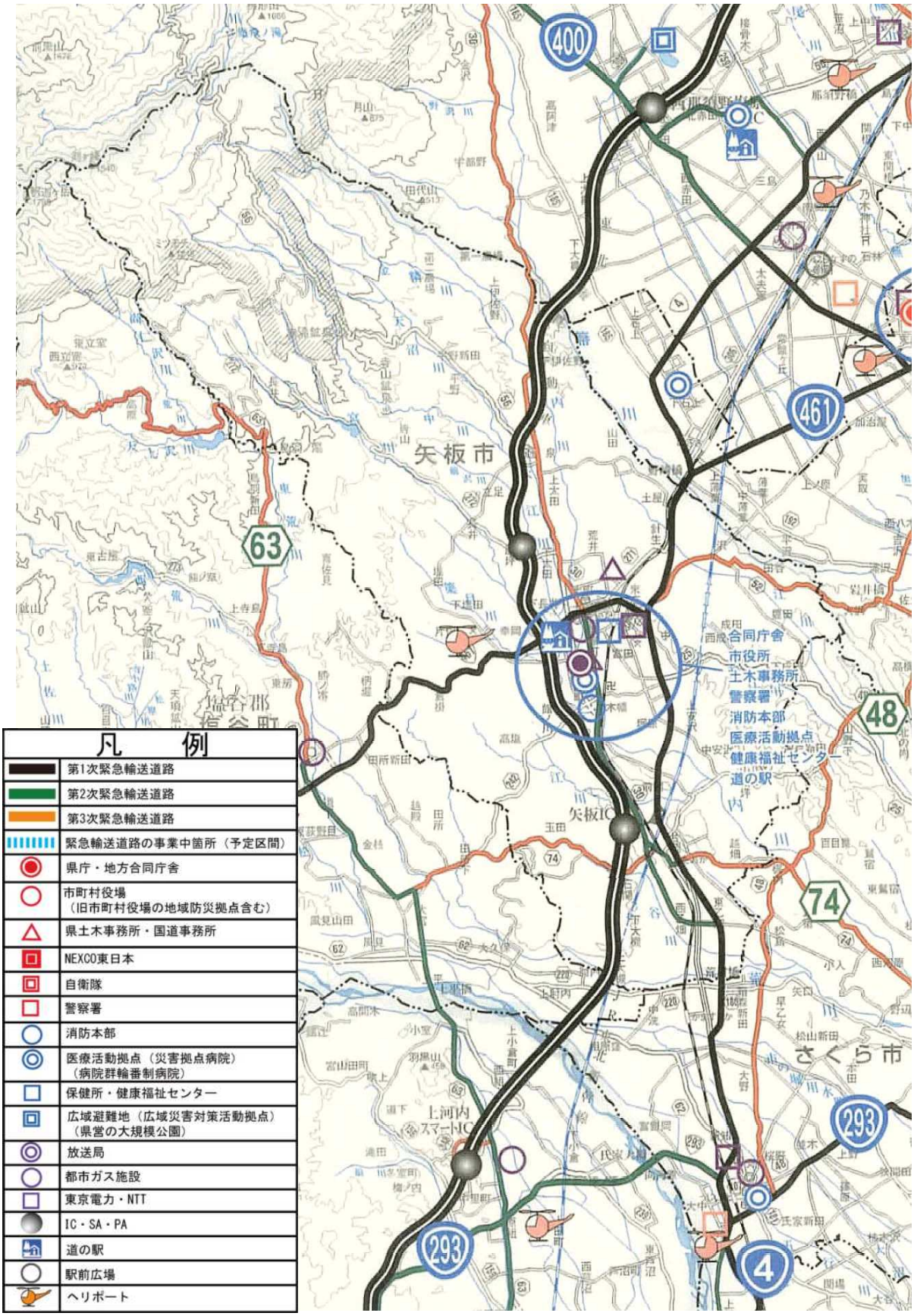

栃木県緊急輸送道路ネットワーク計画図より

４　地震時の被害を軽減するための安全対策

地震時の人的被害を防ぐためには、構造体以外についても対策が必要です。このため、以下のような対策を行っていきます。

（１）外壁、窓ガラス等の落下等防止対策

外壁や窓ガラス等の脱落、家具の倒壊により、利用者や周囲の歩行者へ被害がおよぶ可能性があり、平成 30(2018)年 6 月に発生した大阪府北部地震では、倒壊したブロック塀の下敷きとなった歩行者が死亡する事故が発生しています。

このため、県と連携して、外壁の落下やブロック塀等の倒壊の危険性を所有者等に対し周知するとともに、防止対策の促進やブロック塀の除却に対する補助制度の創設について検討します。

（２）天井脱落対策

東日本大震災において、劇場や体育館などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落する被害が発生したことから、大規模な天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

このため、県と連携して、所有者等に対する新しい基準や脱落の危険性の周知を行います。

（３）エレベーター等の安全対策

東日本大震災において、エレベーターの釣合いおもりの脱落や、エスカレーターが脱落する被害が発生したことから、エレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策に関する基準が改正されました。

また、近年、地震発生時にエレベーターが緊急停止し、人が閉じ込められる被害が発生しています。

このため、県と連携して、所有者等に対する新しい基準や脱落の危険性の周知を行います。

（４）住宅・建築物の点検と住まいの減災化※14

耐震改修を行った住宅・建築物や新耐震基準で建てられた住宅・建築物であっても、老朽化等によって、地震による被害を受ける可能性があります。

所有者等は、住宅・建築物を建築基準法に適合した状態に維持するように努めなければならないことから、定期的に点検を行うことの必要性について周知します。

また、住宅については、地震時に命を守る方策として、耐震シェルターの設置等、住まいの減災化の普及・促進を図ります。

※14　地震時の家屋の倒壊から居住者の身体を守るため、耐震シェルターなどの装置を設置することや、部分的に耐震改修を実施して、住宅の脆性的な倒壊を抑制すること

第４章　計画の推進に向けて

１　推進体制

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。本市は、国及び県と連携して耐震化の促進に関する普及啓発、環境の整備及び負担軽減等の施策によって、所有者等の取組を支援します。

また、効果的かつ確実に耐震化を促進するため、それぞれの適切な役割分担と相互連携のもと、耐震化に取り組むこととします。

（１）住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努めます。特に、多数の者が利用する建築物等の所有者等は、利用者の人命を預かっていること、また、当該建築物が倒壊することによって周辺に与える影響が特に大きいことについて、自覚と責任感をもって、できるだけ早期に耐震診断及び耐震改修の実施に努めます。

（２）市の役割

住宅・建築物の所有者が耐震化を図れるよう、基礎自治体として、県との連携を図りながら、旧耐震基準の住宅・建築物の密集地域を優先して対応するなど、地域の実情に配慮した効果的な施策を講じることに努めます。

２　計画のフォローアップ

本計画に掲げる目標を達成するためには、耐震化の進捗状況を把握し、新たな課題に的確に対応する必要があります。

このため、耐震化の進捗状況や施策の実施状況について、一定期間ごとに検証し、県との連携のもと、必要に応じて計画を見直すなど、フォローアップを行います。

３　法に基づく指導・助言等

耐震基準に適合していない全ての住宅・建築物の所有者・管理者は、耐震化の実施に努める義務があります。それに対して本市は、適切な耐震診断及び耐震改修等の実施について周知を行います。

特に、耐震診断の結果、耐震性が不十分であると判定されたものの、耐震改修等が行われていない建築物については、耐震改修等の実施状況について定期的な把握に努めるとともに、所有者等に対し、早期の耐震化を促します。